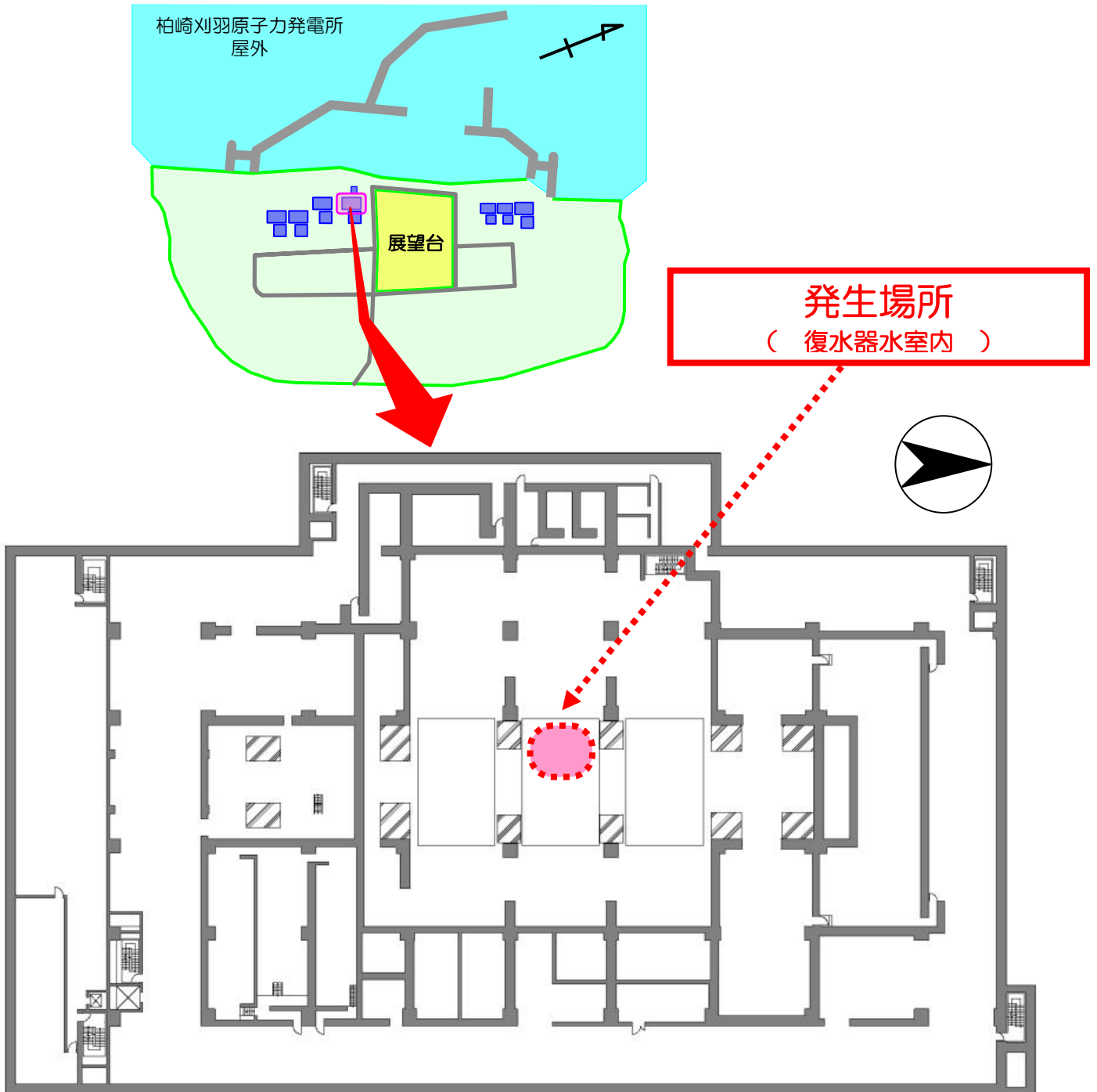


**区分：Ⅲ**

号機	4号機	
件名	タービン建屋（非管理区域）におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 24 年 5 月 22 日午前 9 時 55 分頃、タービン建屋地下 2 階復水器水室内（非管理区域）において、復水器*1 の修理作業に従事していた協力企業作業員が、復水器水室のゴムライニング*2 を剥離する作業中に、カッターにて右手薬指を負傷したため、業務車で病院に搬送しました。</p> <p>なお、作業員の身体に放射性物質の付着はありませんでした。</p> <div data-bbox="512 786 1262 1346" style="text-align: center;"> <p>負傷時の作業状況（上から見た写真）</p> </div> <p>* 1 復水器 主タービンから排気される蒸気を、海水で間接的に冷却し水に戻すための機器</p> <p>* 2 ゴムライニング 機器の内面にゴムを張り、金属の腐食を防ぐため処置</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<p>&lt;安全上の重要度&gt;</p> <p>安全上重要な機器等 / <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">その他設備</span></p>	<p>&lt;損傷の程度&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> 法令報告要</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要</p> <p><input type="checkbox"/> 調査・検討中</p>
対応状況	<p>病院における診察の結果、右手薬指の伸筋腱断裂、切創と診断され、縫合処置（約 1 cm）を受けました。</p> <p>今回の作業は狭あい部で干渉物がある場所での作業であったことから、適切な作業体勢がとれなかったために発生したものと推定しております。今後、今回の事例について関係者へ周知及び注意喚起を図り、同様の事象が発生しないよう再発防止に努めてまいります。</p>	

# 4号機タービン建屋（非管理区域）におけるけが人の発生について



柏崎刈羽原子力発電所4号機 タービン建屋 地下2階